

最高裁秘書第1983号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月28日付け（同年3月1日受付、最高裁秘書第1118号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成22会計年度における協議会等開催計画案（片面で7枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(資料)

(別紙第1)

事務総局会議資料  
(2月9日開催)

## 平成22会計年度における協議会等開催計画案

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	総人員	所管局課
1	長官、所長会同	6月9日、 10日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	84人	総務局
2	長官事務打合せ	11月	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
3	長官事務打合せ	随時	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
4	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長、同課課長補佐各1人	16人	総務局
5	高裁首席書記官事務打合せ	10月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官各1人	16人	総務局
6	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	人事局
7	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	16人	人事局
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	16人	人事局
9	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	経理局
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	経理局
11	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	1日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人	16人	経理局
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人	16人	経理局
13	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月下旬	1日	1 調停制度の在り方に關し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	58人	民事局 家庭局

(資料)

## 平成22会計年度における協議会等開催計画案

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	総人員	所管局課
14	民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月	1日	民事訴訟の将来の在り方について検討すべき課題	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の民事事件を担当する裁判官各1人 上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人	26人	民事局
15	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	11月上旬ころ	1日	簡易裁判所の民事訴訟及び民事調停の将来の在り方について検討すべき実務上の課題	高裁所在地にある各簡裁並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各簡裁の民事事件を担当する裁判官各1人（東京及び大阪各簡裁は各2人） 上記簡裁を管轄する地裁（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。）の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人	28人	民事局
16	不動産競売評価実務事務打合せ	1月～3月 「執行官事務に関する事務打合せ」と同日開催	0.5日	不動産競売評価における評価基準及び様式の更なる標準化を図るための方策等	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の不動産競売評価実務を担当する裁判官各1人 上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人 上記各地裁の評価人候補者各1人	39人	民事局
17	執行官事務に関する事務打合せ	1月～3月 「不動産競売評価実務事務打合せ」と同日開催	0.5日	執行官の事務処理に關し考慮すべき事項	高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の民事執行事件を担当する裁判官1人 上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人 上記各地裁の総括執行官1人	39人	民事局
18	刑事案件担当裁判官協議会	9月10日	1日	刑事案件の処理に關し考慮すべき事項	高裁・地裁の裁判官（東京高裁は2人）	59人	刑事局
19	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官	8人	家庭局

## (資料)

平成22会計年度における協議会等開催計画案

## (プロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
1	広報担当者協議会	未定	0.5日	①報道機関や一般国民に対して、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項 ②採用制度広報等について	高級の経営課長、同報責任者及び広報担当係長並びに地域、支社の経営課長 (8名程度)	各高級	124人	広報課
2	民事首席書記官協議会	1月～2月	1日	地租及び徴収の民事訴訟事件における書記官業務の在り方に付けて、首席書記官として考慮すべき事項	高級・地域の民事首席書記官 札幌の各箇所書記官1人	(一部合同開催) 東京、大阪、名古屋、福岡、高松、高崎 札幌(仙台、札幌)	63人	法務局
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事評議の処理に関するべき事項	高級事務局次長、高級人事課長 地・支民事事務局長	各高級	116人	人事局
4	人事管理協議会	9月～10月	0.5日	人事管理上の諸問題	高級事務局次長、高級人事課長 地・支民事事務局次長	各高級	130人	人事局
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に関するべき事項	高級事務局次長、地税・京税事務課長 高級会計課長	各高級	116人	経理局
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び予算的執行に関するべき事項	高級事務局次長、高級会計課長 文部の会計課長	3高級で連合開催 (開催地は決定)	77人	経理局
7	審計人等協議会	各地域で決定期定(9月～翌年3月)	1日	倒産事件の審計事務等の処理に関するべき事項	倒産事件の財産管財人、民事再生委員会、会社更生事件の審計官、司法書士等	各地域	各地域で決定	民事局
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地域で決定期定(6月～翌年3月)	1日～2日	簡易の審査制度及び司法委嘱官による適用に関するべき事項	簡易の裁判官及ぶ司法委嘱官、民事再生委員会、司法書士等	各地域	各地域で決定	民事局
9	新任民事調停委員研修会	各地域で決定期定(原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地域	各地域で決定	民事局
10	民事調停委員研究会	各地域で決定期定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な基礎的知識及び習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地域	各地域で決定	民事局
11	民事調停委員ケース研究会	各地域で決定期定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理による実践的な知識研究の方法及び技術の習得	民事調停委員	各地域	各地域で決定	民事局

## (資料)

## 平成22会計年度における協議会等開催計画案

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に関する考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁で決定	各高裁で決定	民事局 家庭局
13	鑑定委員協議会	各地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	各地裁で決定	各地裁で決定	民事局
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	各地裁で決定	民事局
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	各地裁で決定	民事局
16	不動産競売評価実務協議会	10月～12月 (「執行官関係協議会」と同日開催)	0.5日	不動産競売評価実務に關し考慮すべき事項	高裁の民事首席書記官並びに各地裁の民事執行事件を担当する裁判官1人、民事首席書記官又は民事次席書記官のいづれか1人、評価人候補者1人	(一部合同開催) 東京 大阪 名古屋(名古屋、福岡) 広島(広島、仙台) 札幌(札幌、高松)	158人	民事局
17	執行官関係協議会	10月から12月 (「不動産競売評価実務協議会」と同日開催)	0.5日	1 執行官の監督に關し考慮すべき事項 2 執行官の事務処理に關し考慮すべき事項	高裁の民事首席書記官並びに各地裁の民事執行事件を担当する裁判官1人、民事首席書記官又は民事次席書記官のいづれか1人、総括執行官1人	(一部合同開催) 東京 大阪 名古屋(名古屋、福岡) 広島(広島、仙台) 札幌(札幌、高松)	158人	民事局
18	刑事件担当裁判官協議会	5月	1日	裁判員制度の運用に關し考慮すべき事項	高裁・地裁の裁判官 (巡回開催) 東京(東京、札幌) 大阪(大阪、高松) 名古屋(名古屋、仙台) 福岡(福岡、広島)	東京、大阪、名古屋、福岡の各高裁	68人	刑事局
19	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	各2日	法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得(通訳人候補者が不足している言語の通訳人候補者で法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象)	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	各高裁で決定	刑事局
20	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定 (9月～翌年3月)	各2日	裁判員裁判、否認事件等複雑困難な事件の通訳に必要な実践的知識・技能の習得(自白事件などそれほど複雑困難でない事件を難なく担当できる程度の者を対象)	通訳人候補者並びに高裁及び高裁所在地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(広島・高松、仙台・札幌は共催で、開催地は広島、仙台各地裁)	各高裁で決定	刑事局



## (資料)

## 平成22会計年度における協議会等開催計画案

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	幹部員	所管局課
29	知的財産関係事務担当 当専門委員会実務研究会	1月～2月	1月～10月	知的財産関係事務における専門委員の開催の取り方	(1)知財高根の裁判官並びに東京地検の知的財産関係事件を担当する検察官 (2)知的財産関係事務を担当する裁判官 (3)知的財産関係事務を担当する専門委員(「知的財産」がある者及び本研修会への出席を希望する者に限る) (注)主催者は知財高根	東京地検高根(知財高根)	知財高根 が定める 人數	行政局
30	新任家事調停委員研修会	各家庭で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で 決定	家庭局
31	家事調停委員研究会	各家庭で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で 決定	家庭局
32	家事調停委員ケース研究会	各家庭で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき新例家事調停委員 研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で 決定	家庭局
33	家庭裁判所家事調停研究会	各家庭で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関する参考書刊行	家庭の裁判官及び巡回記官、文部科学省、家事調停委員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で 決定	家庭局
34	家事関係機関との連絡協議会	各家庭で決定 (5月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関する事項 意見交換	家庭の裁判官及び巡回記官、家庭裁判所・医療関係その他協議事項に關連する機関の職員の中から、各家庭の実情等を考慮して選定	各家庭で 決定	家庭局	
35	少年保護関係機関等との連絡協議会	各家庭で決定 (5月～翌年3月)	1日～3日	少年事件の取扱い、上述の調整を必要とする事項	家庭の裁判官及び巡回記官、文部科学省、各家庭の職員の中から、協議事項、合併の実情等を考慮して選定	各家庭で 決定	家庭局	
36	新任参与員研修会	各家庭で決定 (1月～3月)	1日～2日	家事審理事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で 決定	家庭局
37	参与員研究会	各家庭で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事審理事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家庭の本庁又は支部	各家庭で 決定	家庭局

## (資料)

## 平成22会計年度における協議会等開催計画案

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	総人員	所管局課
38	首席家庭裁判所調査官 協議会	1月～2月	1日	1.家庭裁判所調査官の調正事務 2.年に際し考慮すべき事項 3.首席家庭裁判所調査官の職務 4.年に際し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官正官 大阪府調査官	(連合開催) 東京、高松 大阪(大阪、広島) 名古屋(名古屋、仙台) 福岡(福岡、札幌)	50人	家庭局